

第 1 6 1 0 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和 3 年 9 月 1 日
自	13時30分
至	17時00分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

- 第12号 令和4年度県立高等学校の入学定員について（学校企画課）
第13号 令和3年度教育委員会の点検・評価報告書について（総務課）
第14号 令和4年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について（学校企画課）

—————以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第30号 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜について（教育指導課）
第31号 令和3年度補正予算（令和3年8月30日専決処分）の概要について（総務課）
第32号 市町村立学校（小学校・中学校・義務教育学校）における再任用教職員の校長・教頭・主幹教諭への任用について（学校企画課）
第33号 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果概要について（教育指導課）
第34号 令和4年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について（教育指導課）
第35号 令和4年度使用特別支援学校教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）
第36号 令和3年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について（保健体育課）
第37号 第45回全国高等学校総合文化祭の成績について（社会教育課）

—————以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

- 第15号 令和3年度教育功労者及び教育優良団体表彰について（総務課）
第16号 令和3年度優れた教育活動表彰について（総務課）
第17号 いじめの重大事態調査報告書（案）について（教育指導課）

—————以上原案のとおり議決

(報告事項)

第38号 令和3年度9月補正予算案の概要について

—————以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 真田委員 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	議決第12号～第14号、報告第30号～第33号、議決第17号、報告第38号
柿本教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
木原参事（教育指導課長取扱）	公開議題、議決第17号、報告第38号
福間参事	公開議題
佐藤教育センター所長	公開議題
小畑総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題、報告第38号
大野学校企画課長	公開議題
中西県立学校改革推進室長	議決第12号～第14号、報告第30号・第31号
中村地域教育推進室長	議決第12号～第14号、報告第30号～第36号
野津子ども安全支援室長	公開議題、議決第17号
妹尾特別支援教育課長	公開議題、報告第38号
舟木保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題、報告第38号
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題、報告第38号
清山世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
小松原総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	8件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	朋澤委員	

－ 公 開 －

議決第 12 号 令和 4 年度県立高等学校の入学定員について（学校企画課）

○中西県立学校改革推進室長 それではお諮りする。資料 1 の 1 ページを御覧いただきたい。1 定員設定の方針である。令和 4 年 3 月の県内中学校卒業予定者は、令和 3 年 3 月と比べて、県全体で 321 名増加すると見込まれる。なお、前年令和 3 年 3 月の卒業生数は、その前年比較で 308 名減少と、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて中学卒業生数が急減急増するといった状況となっている。市郡別の中学校在籍者数については、1 の 5 ページ、別紙 1 にあるのでこちらを御参照いただきたい。前述した急減急増の状況は、松江市と出雲市で顕著で、具体的には、松江市では令和 3 年 3 月の卒業者が、前年比 69 名の減、令和 4 年 3 月の卒業予定者が前年比 84 名の増。出雲市では令和 3 年 3 月の卒業者が前年比 197 名の減、令和 4 年 3 月の卒業予定者が前年比 234 名の増と見込まれている。入学定員の設定については、前述した各地域の中学校卒業予定者数や各校の定員充足状況、その他、各高校で地域とともに取り組んでいる魅力化・特色化の状況、高校入学者選抜の公平性確保の観点から総合的に判断しているところである。これらのことを踏まえて、令和 4 年度県立高校の入学定員については、表にあるように、全日制において全体の入学定員を 164 名の増としている。定時制、通信制、専攻科（水産科）については増減なしとなる。

具体については、2 入学定員に変更のある高校を御覧いただきたい。令和 3 年度から令和 4 年度にかけて、松江・出雲地域における中学校卒業生数の急減急増への対応として、令和 3 年度に減じた定員を復元する。表を御覧いただきたい。この表にある学校は、令和 3 年度の定員設定において、1 学級当たりの定員を 4 名ずつ減じて 36 名としたが、令和 4 年度においては、それぞれ 1 学級当たりの定員をプラス 4 名の 40 名に復元している。松江地域では、松江工業高校と松江商業高校の令和 4 年度入学定員について 1 学級当たりの定員をそれぞれ 4 名増とすることで、松江工業高校では全体で 24 名増の 240 名、松江商業高校では 20 名増の 200 名、いずれの高校も学級数に増減はない。また、出雲地域も同様に、出雲市内の県立高校のすべてについて、1 学級当たりの定員をそれぞれ 4 名増とするもので、平田高校では 16 名増の 160 名、出雲高校では 32 名増の 320 名、出雲工業高校、出雲商業高校、出雲農林高校ではいずれも 16 名増の 160 名、そして大社高校では 24 名増の 240 名としている。いずれの高校も学級数に増減はない。結果、以上の高校ではそれぞれ令和 2 年度の入学定員と同数となる。

続いて資料1の2ページ、3 学科転換を行う高校についてである。資料にあるように、隠岐島前高校において、現行の普通科2学級のうち1学級を地域社会についての学びを特色とする「地域共創科」に転換する。なお、従来は、学科の設置及び廃止を行う場合を学科改編と表記していた。このたび学科転換としているのは、文部科学省の制度改正を踏まえたところによることを補足しておく。このことについては、1の6ページに別紙2として概要をお付けしているので御覧いただきたい。基本的には6月に教育委員会会議、公開の場で協議いただいた内容と変わらない。1 学科転換の趣旨であるが、1つ目は「県立高校魅力化ビジョン」の推進、2つ目として国による制度改正の趣旨を踏まえた学科の見直しである。2 隠岐島前高校の学科転換の概要については、学科の名称は先ほど申した「地域共創科」とする。これは、国の通知等を踏まえて、当該学科に係る3つの方針、いわゆるスクール・ポリシーに掲げているグローバル人材の育成にふさわしく、中学生等が当該学科の教育内容を想起しやすい名称としている。募集方法は現行の普通科1学級とともにくくり募集、一括募集をして、1年次は共通のカリキュラムを学び、2年次からは、自身の適正や興味関心に応じて現行の普通科と地域共創科とのいずれかを選択する形となる。3 新学科における学びの特長として、スクール・ポリシーに掲げるグローバル人材の育成を踏まえた、学校設定教科と総合的な探究の時間を軸とする教育課程を掲げている。1の7ページ、別紙3には、学科転換に伴う教育課程の変更概要を示している。上段が令和3年度入学生、下段が令和4年度入学生用である。新しく設置する地域共創科の教育課程の特長的な点としては、2年次、3年次に学校設定教科「地域未来共創」をそれぞれ6単位ずつ設けていることとなる。なお、国が定める新学科の設置要件では、学科の特色を踏まえた学校設定教科を全員が最低2単位以上履修することとなっているので、その点においては、隠岐島前高校ではこれを多く設けている。

資料1の2ページにお戻りいただきたい。【参考】(1)宍道高校通信制課程における後期入学制度の導入については、既に今年度から浜田高校の通信制課程で先行して実施している。(2)公立高等学校入学者選抜に係る日程を掲載している。資料1の3、1の4ページには、各学校の入学定員を記載している。昨年度と変更があった場合には、備考欄に変更内容を記している所以で御確認いただきたい。

———原案のとおり議決

議決第 13 号 令和 3 年度教育委員会の点検・評価報告書について（総務課）

○小畑総務課長 お手元の資料の 2 ページを御覧いただきたい。本件については、前回 8 月 23 日の教育委員会会議において、委員の皆様にご協議いただいたところである。本日、御審議いただくにあたり、島根県総合教育審議会委員の主な意見の部分について、前回の教育委員会会議後に同審議会の委員から新たに意見が出てきたので、報告書（案）に追記した。その内容については、別紙「議決第 13 号別冊資料の参考」とした資料に抜き出してまとめている。本日は、この別紙の追記した意見を含めて、報告書（案）について、御審議をお願いしたいと思う。

別紙を簡単に御説明する。なお、丸数字が付いているが、この報告書（案）の主な意見の丸数字に呼応しているので、該当がなければ数字が飛んだ状態になっている。①教育ビジョンの進捗では、ビジョンそのものへの意見をいただいた。今後の参考にさせていただく。②教育における ICT の推進では、ICT の汎用性に期待し、積極的に推進すべきとの意見。③キャリア教育の推進では、キャリアパスポートの学校間での共有に対する意見。⑦インクルーシブ教育システムの推進では、発達障がいの定義に係る意見。⑧道徳教育では、「しまねのふるまい」の向上、定着について、「ふるまい」のわかりやすい説明を求める意見。⑨人権教育では、子どもの権利条約、障害者権利条約の明記を求める意見。⑩課題を抱える子どもへの支援では、学校内の居場所、自学自習室について、不登校の生徒の意見も聞くべきとの意見や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが子どもや保護者に寄り添う支援ができていないのではとの意見。⑪外国人児童生徒等への支援では、宍道高校の取組を褒めながら、帰国子女や外国ルーツの子どもへのいじめ、孤立についての意見。⑬地域協働体制の構築では、協働体制における子ども、若者の参画についての意見。⑮国際理解教育の推進では、子ども時代からの外国人との交流などの取組についての意見。⑯主権者教育や消費者教育の充実では、子ども、若者が自分事として主体的に社会の仕組みに関心を持つなど、学びや育て方に対する意見。⑳文化財の保存・継承と活用では、松江市旧市街を例にあげて、県民の財産として守り継承していくべきものへの取組等への意見。ざっとではあるが、以上のような御意見をいただいたので追記したところである。

———原案のとおり議決

議決第 14 号 令和 4 年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について（学校企画

課)

○大野学校企画課長 それでは、お手元の資料の3の1ページを御覧いただきたい。1に記載のとおり、令和4年度の島根県公立学校教育職員人事異動方針及び市町村立学校事務職員人事異動方針、この2つについて議決をお願いしたいと考えている。2の理由のところに記載のとおり、これらの職員の定期人事異動を行うに当たっては、該当教職員の人事異動方針を定める必要があるため、議決をお願いするものである。

裏面に人事異動方針の内容を記載している。中身は昨年度のものとは変わっていないので、かいつまんで御紹介をする。上の段が教育職員についてである。1から9まで項目がある。1が全県的視野に立って配置を行うこと、2がへき地教育の振興の観点、3が特別支援教育の振興の観点、4と5が管理職、主幹教諭の登用に当たっての考慮、6が各学校種の連携、各校種間の人事交流、7が同一学校、同一地域における永年勤続者の交流、8が新規採用に当たっての考慮である。これらの方針に基づいて、9に記載のように、県立学校と市町村立学校それぞれについて、人事異動方針細則という詳細な異動ルールを定めて運用していきたいと考えている。この細則においては、遠隔地の勤務、へき地学校の勤務などを求めてきているが、特に市町村立学校の細則については、市町村の教育委員会から見直しの要望意見をいただいている。現行の細則を制定してから内容が20年以上変わっていないので、最近の状況を踏まえて、より柔軟かつ適切な形で人事異動ができるように見直しをしていきたいと考えている。現在、検討・調整を行っているので、それが整い次第、次回以降の会議でその細則についての御報告をする。

下の段が市町村立学校事務職員の人事異動方針である。内容は先ほどの教育職員と重なる。1として全県的視野に立って行うこと、2として同一学校、同一地域における永年勤続者の交流、3として新規採用に当たっての考慮を記載している。同じくこれらの方針に基づいて、人事異動方針細則を定めて運用することとしている。なお、学校事務職員の細則については現時点で内容の見直しを行うことは想定していない。

———原案のとおり議決

報告第30号 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜について（教育指導課）

○木原参事 資料4の1ページを御覧いただきたい。今年度実施する公立高等学校の令和4年度の入学者選抜について、各学校の選抜実施の具体について確定しているので報告をする。

まず、各学校の選抜方法であるが、（１）推薦選抜、スポーツ特別選抜、これは別表１のとおりであるが、後ほど御覧いただく。（２）中高一貫校特別選抜については、例年どおり飯南高校、吉賀高校で実施をする。（３）一般選抜、第２次募集については別紙２のとおり、これも後ほど御覧いただく。

主な変更点について先に御説明をする。まず、（１）の推薦選抜については、今回の推薦選抜の実施から、各学校が示すグランドデザインに基づいて、求める生徒像を明示した上で行うということにしている。こうした流れの中で、①の新規に実施する学校は３校ある。松江北高校、三刀屋高校掛谷分校、出雲高校であり、御覧のような形で実施するという事になっている。②の募集人員に変更のある学校は３校、情報科学高校、松江南高校、島根中央高校である。③の選抜方法について昨年度から変更のある学校については４校あり、情報科学高校、松江南高校、横田高校、隠岐高校、この４校が選抜方法を変更するという事である。（２）一般選抜であるが、選抜の中で面接等を実施するところが学校によって異なっているが、この部分で１校、出雲商業高校が面接の変更を行っている。（３）第２次募集については、選抜の方法と配点に変更がある学校が２校、三刀屋掛谷分校と邇摩高校である。詳細については先ほど申した別表１をまず御覧いただきたい。こちらが推薦選抜とスポーツ特別選抜の各校の状況を一覧でまとめたものである。赤字で示しているのが、昨年度から変更になった部分である。入学定員に関しては、先ほど議決いただいた入学定員の変更を反映した形で数値を挙げている。この結果、推薦選抜を実施しない学校は全日制で３校、大田高校、浜田高校、益田高校、それから定時制の３校、下にある松江工業高校、宍道高校、浜田高校、合計６校が推薦選抜を行わないが、それ以外のところはそれぞれ特色のある推薦選抜、スポーツ特別選抜を行うということになっている。それから別表２であるが、こちらは一般選抜で、選抜の材料になる個人調査報告書と学力検査の比率、学力検査の得点の傾斜配点、学力検査後の面接等について、一覧でまとめたものである。こちらにも変更のある部分を赤字で書いている。併せて第２次募集の選抜方法と配点についても載せている。

４のページにお戻りいただきたい。今後の予定である。４の２ページの一番下のところにあるが、今後、さらに詳細部分について、１０月上旬に各学校における県外受検生の合格者の上限を公表することとしている。その後、１０月下旬に選抜の詳細を定めた実施要綱を公表する予定である。その後、各学校から１１月上旬に募集要項、願書などを配布することになっている。その後、実際の試験については、年明けの１月中旬から推薦選

抜、中高一貫校特別選抜、スポーツ選抜を皮切りに、各選抜の出願や検査等が進んでいくということになっている。

○林委員 今回、推薦の選抜方法で3校がプレゼンテーションを加えておられるが、一体どういった形でやられるのか決まっているか。学校に委ねているのかもしれないが。

○木原参事 今回、プレゼンテーションが情報科学高校、横田高校、出雲高校というところで挙げられている。各校の特色を生かした選抜を可能にするということで、昨年12月に通知し、それに基づいて各学校が求める生徒像に基づく選抜方法ということで設定している。詳細な内容は、今後、入学の願書を各校が配布するが、そちらでお示しをして、受検する生徒によくわかるように、それぞれの学校が伝えていただくことになる。プレゼンテーションの中身自体、まだこちらで十分に把握しているわけではないが、各学校の求める生徒像にかなう生徒を見極めるための選抜検査ということで考えており、それぞれ工夫して対応するのではないかと考えている。

○真田委員 教えていただきたい。別表2の方だが、出雲商業高校の面接が一般選抜ではなくなっているが、2次募集の方では面接して点数化をしていくということでのいいか。

○木原参事 御指摘のとおりであり、出雲商業高校の一般選抜では面接を検査から除外する。2次募集では、面接は従来から行っているものであるが、こちらは残しておく。

———原案のとおり了承

報告第31号 令和3年度補正予算（令和3年8月30日専決処分）の概要について（総務課）

○小畑総務課長 お手元の資料の5の1ページをお願いします。この補正予算は、7月上旬からの大雨被害のうち、台風9号および8月12日からの大雨による被害への対策を講じるためのものである。

資料の方に入るが、1. 予算額の概要について、一番下の欄であるが、補正前の額840億8,100万円余を、補正額1億500万円余の増額により、補正後の額841億8,700万円余とするものである。

続いて5の2ページをお願いします。2. 課別事業別一覧であるが、教育施設課及び文化財課で予算を計上している。

続いて5の3ページをお願いします。事業の概要について、3. 補正項目として記載し

ている内容を御説明する。まず教育施設課分であるが、7月6日からの大雨、8月9日からの台風9号及び8月12日からの大雨により、たとえば廊下扉、自転車小屋といった学校施設の建物の破損、学校敷地内の法面の一部崩落、外周のフェンスの破損・傾きなどの被害の復旧について、国の補助事業を活用して実施するものであり、合計で8,300万円余の予算となる。

次に文化財課分であるが、2点あり、1点目は、7月及び8月の大雨で一部法面が崩落した古墳の丘古曾志公園について、早期に公園を安全・安心に利用頂けるよう復旧を行うものである。2点目は、指定文化財の災害復旧である。安来市の国指定史跡富田城跡について、7月の大雨で法面崩落等が確認されていたが、8月の台風で再度石垣崩落が確認されたことや、崩落の法面が民家裏であることなどから、安来市の国への申請とタイミングを合わせながら、早期に復旧に着手するものである。以上2点を合わせて、文化財課分としては2,100万円余の予算となっている。

———原案のとおり了承

報告第32号 市町村立学校（小学校・中学校・義務教育学校）における再任用教職員の校長・教頭・主幹教諭への任用について（学校企画課）

○大野学校企画課長 それではお手元の資料の6ページを御覧いただければと思う。市町村立学校における再任用教職員の校長・教頭・主幹教諭への任用について御報告をさせていただきます。

まず、1 趣旨のところに記載のとおり、市町村立学校においては、管理職志願者の減少、人材不足の深刻化が顕著となっている。こうした課題に対応するために、経験豊かな退職校長・教頭・主幹教諭を校長等へ再任用することで、学校の組織運営能力の維持・向上等を図っていきたいというものである。なお、管理職の再任用については、他県ではすでに進んでおり、概ね20程度の都道府県で実施されている。近県では、鳥取県、広島県、岡山県ですでに再任用が行われている。

内容については2以下で記載をしている。まず2に記載のとおり、対象とする学校は市町村立の小学校、中学校、義務教育学校で、これらの校長等の職にあつて、令和3年度末に定年退職し、その後も引き続き校長等として勤務する意欲を持つ者の中から、書類、面接などをもとに選考して再任用をしたいと考えている。

3が任用、配置等の条件、考え方である。まず、学校の安定的な経営を図る観点から、

定年退職後、校長として複数年勤務を継続する意欲があるということを求め、かつ、資質能力を担保するために、市町村教育委員会教育長の推薦があるということを条件にしている。配置する学校については、人材不足の深刻な地域の学校ということで、主として西部、石見地域での配置を想定している。3つ目のポツにあるが、再任用校長の配置に当たっては、定年退職前の正規教員が校長等に昇任することに支障を来すことがあってはいけないので、そうならないように、任用の人数等については慎重に配慮したいと考えている。任用する職については、①から③まで記載しているが、退職前に就いていた職を考慮して、こちらに記載のいずれかの職に任用するということを予定している。

4 再任用予定人数については、定年退職前の正規教員の校長等への任用見込などを踏まえながら、全体として慎重に決定していきたいと考えている。

5 が選考の手続きである。書類選考、直近の勤務評価・勤務実績、市町村教育委員会の推薦書をもって面接の可否を判断して、面接を可とした者については、面接によって意欲や取組内容などを把握した上で選考したいと考えている。なお、選考の結果、校長、教頭、主幹教諭としては再任用されなかった場合でも、別途、一般の教諭としての再任用を希望されていれば、教諭としての名簿に登載することを可能としている。

6 の提出資料についてはこちらに記載のとおりである。

7 のスケジュールについて、現時点の想定では9月から10月にかけて出願を受付け、11月に面接の実施、12月に結果の通知を行いたいと思っている。12月の段階で再任用候補者の名簿という形でリストアップをして、その中から誰を任用するかという点については、年度末までの人事異動の中で検討していくということを予定している。

なお、8 その他に記載しているが、令和5年度から地方公務員法の改正が施行となり、段階的な定年の引き上げ、役職定年制の導入などが行われることになる。それと今回の再任用制度との間で内容の齟齬が生じないように、しっかりと調整を行っていきたいと考えている。

○池田委員 趣旨のところに管理職希望者の減少とあるが、どういった理由が挙げられるか。また、任用と配置に関して、西部地域を主としてと報告されたが、全県での採用ではないのか。また5のところでは面接によって選考するとあるが、どなたが面接をされるのか。

○大野学校企画課長 まず、管理職志願者の減少について、数字を申し上げる。教頭を例にとって申し上げると、およそ10年前、平成23年には試験の志願者が222名おられ

たが、直近令和4年度採用予定においては106名と、10年間でおよそ半減してしまっている。校長については、教頭ほどは減っていないが、同じように減少傾向である。様々な要因が重なっていると思うが、一番大きいのは年齢構成の偏りであり、管理職に向かう30代後半から40代的人数が、かなり少なくなってきたおり、その影響が大きいと思う。一方では、管理職として仕事をするものの魅力が十分に伝わっていないなど、こちらの努力で改善できる部分もあると思うので、その点についてはこれから取組を進めていきたいと考えている。

配置する地域であるが、主として西部、石見地域を想定していると申し上げた。これは、再任用ではない、定年退職前の正規教員の校長等への昇任に支障を来すことがあってはいけないという考え方から、現職の教員の昇任で十分に人材が賄える地域においてはそちらを優先して、足りないところを再任用の校長などで補っていくという想定によるものである。現時点では主に石見地域が想定されるが、これも状況次第であるので、再任用者の見込と現職の昇任見込の両方を見極めながら、配置する地域を考えていきたいと思っている。

面接者については現在検討中であるが、県教育庁の幹部職員、人事担当職員で行いたいと思っている。

○朋澤委員 3任用、配置等についてのところで、定年退職後、校長等として複数年勤務を継続する意欲とあるが、これは、書類選考において希望を記載するような欄があるのか。また、複数年というところで、だいたい何年ぐらいを皆さん思っておられるか。ふたを開けてみないとわからないところであるが、社会全体としては定年が65歳以上になっているような傾向もあり、イメージとしてどれぐらいを想定されているのか。

○大野学校企画課長 この複数年勤務については、書類の選考の時点で複数年勤務を希望する意欲があるかということを確認して、そこで丸をつけていただいた方に面接に進んでいただくということを想定している。ここでいう複数年は2年以上を想定している。1年だとなかなか学校の経営が安定しないということもあるので、最低で2年を想定している。2年以上続ける意欲がある方は、その旨を申し出ただけであれば、それに応じて具体的な配置年数を検討したいと考えている。

○朋澤委員 複数年は2年以上というところで、ただ、それは同じ学校に2年となるわけではないかもしれないのか。

○大野学校企画課長 基本的には、学校の経営を安定させるという観点から、同じ学校

に2年勤務していただくことを想定している。なお、退職前の学校とは違う学校に行っていて、新たな学校で再任用の校長として2年以上勤務していただくということを基本に考えている。

○真田委員 2の校長等への再任用について、令和3年度末に定年退職した者でということだが、たとえば1年ぐらい前に退職した方で、どうしてもやりたいという方がおられても、それは対象から外してしまうのか。

○大野学校企画課長 ここには詳細に書いてないが、教員としてのブランクが空いていないということを求める趣旨であり、令和3年度末に定年退職された方はそのまま引き続いてやっていただくことになるが、もう少し前に退職されたとしても、その後再任用の教諭などとして継続的に勤務しておられる方であれば、対象に含めることを想定している。ブランクが空いていなければ応募していただける形にしたいと思っている。

○池田委員 それはどれぐらいのブランクか。

○大野学校企画課長 再任用であるので、60歳から65歳が対象になるところ、今回の要件として複数年勤務を継続する意欲があるということをお求めているので、再任用される年度に64歳までの年齢の方ということになる。平成30年度以降に退職された方が対象で、それより前の方は年齢の要件として対象にならないかと思う。平成30年度以降に退職されて、その後再任用として勤務を続けられていれば、来年度のこの応募に手を挙げていただけるという形である。

○池田委員 こうした制度にすることで、ある程度応募者があるという感触はあるか。

○大野学校企画課長 小学校・中学校の校長先生などとお話をしていると、再任用の希望自体はあるが、いったん管理職を経験した後、一般の教員に戻って、担任を持ったり、教科指導をバリバリ行うというのはなかなかハードルが高いという御意見を聞く。そうした中で、これまで培ってきた管理職としての経験を生かしたいという思いをお持ちの方もおられるので、こういう制度を作れば、希望される方も相当数出てくると見込んでいる。

○河上委員 だいたい定年退職前の校長先生は地元の学校に戻られるというイメージがあるが、配置替えをされるということで、その退職された学校での希望を募らず、配置をまた別の学校に替えられるという今のお考えで間違いないか。

○大野学校企画課長 現時点で詳細を決めているわけではないが、退職した学校にそのまま勤務するというよりは、別の学校に異動して、そこで改めて再任用校長として勤務

する方が、学校のこれまでのやり方に馴染むのではないかというふうには考えている。ただ、これも個別の事情によるので、退職前に勤務していたところで引き続き勤務したいという御希望があったり、人材確保の観点からその人にそこに継続して勤務していただかないといけないという事情があれば、そういう運用も考えていきたいと思う。

○池田委員 1回退職されて再任用で校長というのでは、校長会などでちょっと大変ではないかと思ったりするのと、すでに退職して一般の教諭として再任用されていた人が、来年からまた校長というのも、現場の人たちはどういうふうを受け止めるだろうかと思ったりする。

○大野学校企画課長 いろいろと現場での受け止めはあると思うが、やはり直近の管理職不足が顕著なので、再任用の方もフル活用することで何とか人材確保を図ってきたいという趣旨である。当然、再任用の方が学校の中でうまく機能するか、全体のバランスがどうかという点はよく考慮した上で実際の任用を決めていきたいと思っている。

○真田委員 2 校長等への再任用について、市町村立学校の校長職等の職にあって、とあるが、県立学校の校長でもいいか。

○大野学校企画課長 あくまで市町村立の小・中・義務教育学校を対象にしているので、県立学校の校長については今回の再任用の対象ではない。

○真田委員 この「等」というのは、他の教頭とか主幹教諭というイメージか。

○大野学校企画課長 おっしゃるとおりで、1のところで略称を作っており、校長・教頭・主幹教諭を「校長等」として定義し、その用語をそのまま引き継いでいる。

○朋澤委員 そもそも、校長等への再任用をしないといけない状況になっているということで、管理職になりたいと思われる先生方が少なくなられたということか。

○大野学校企画課長 先ほども少し申し上げたように、年齢の偏りが大きな要因ではあるが、やはり管理職を希望される方の割合は減っているのであろうと思っている。そこは我々の魅力の伝え方がまだ足りない部分があったり、また、仕事自体が多忙化していることも影響していると思うので、全体として管理職の魅力が増えて、一般の教員も働きやすい環境を作っていくということが、管理職確保にもつながっていくのかなと思っている。

○朋澤委員 吉賀町に来てくださる校長先生方は、とても楽しそうにいきいきと学校のことを語ってくださったりする。そういう校長先生や教頭先生の姿を他の若い先生方も見られたら、自分もその学校を運営する側、教育を構成する側に回りたいと思われるのではな

いかと思う。地域の者としても、学校の先生方が学校を運営しやすいような地域づくりをしていかなくてはいけないと思うし、そういう意味で、学校の先生が学校に対して魅力を持てるように支える役割を、地域の者として担っていきたいと思っている。再任用についても、ここ何年かでも素敵な校長先生がたくさん退職をしていかれたので、そうした方がまた帰ってくださればありがたいと思っている。よろしく願います。

———原案のとおり了承

報告第 33 号 令和 3 年度全国学力・学習状況調査の結果概要について（教育指導課）

○木原参事 資料 7 の 1 ページを御覧いただきたい。今年度、小・中学校等を対象に実施された全国学力・学習状況調査について、昨日、文部科学省から結果が公表されている。島根県の結果について、その内容をまとめているので報告する。ポイントを絞って説明したいと思う。まず、最初の調査の枠組みいうところについて、そもそもこの調査がどのように行なわれているかというところだが、本日御報告するのは、1 の本体調査というもので、国語、算数・数学の教科に関するもの、それから質問紙による調査というものである。このほかにも文部科学省が抽出で行う補完調査もあるが、こちらは文部科学省の方で公表などの対応をすることになっている。

調査の概要のところであるが、目的や対象は例年どおりのもので、小学校は 6 年生、中学校は 3 年生に相当する児童生徒を対象としている。実施日は令和 3 年 5 月 27 日で、例年は 4 月に実施されるが、コロナウイルスの関係で昨年度は実施が見送られ、今年度はこの 1 ヶ月遅い日程で実施されたということである。公立学校で実施した学校数、児童生徒数は、資料の一番下のところになるが、小学校が 197 校の 5,421 人、中学校が 95 校の 5,378 人である。これらには義務教育学校や特別支援学校の児童生徒も含まれている。予定している学校では、すべて実施がされている。

7 の 2 ページを御覧いただきたい。結果の概要について御説明する。教科に関する調査の結果というところからの内容である。まず、全体の概要であるが、島根県と全国の正答率を比較する形で枠の中でまとめている。全体の正答率の状況をみると、①にあるように小学校国語では全国平均並み。②でそれ以外の教科では全国平均を下回ったという結果である。③から⑥の各教科の事柄については後ほど詳しく説明する。この状況を下に表とグラフでまとめているが、全国の正答率との差が、小学校の国語が -1.7 ポイント、算数が -3.2 ポイント、中学校の国語が -2.6 ポイント、数学が -4.2 ポイントという開きが

出ているところである。7の3ページに経年の変化をそれぞれの教科についてグラフでまとめている。御覧いただくとわかるように、いずれの教科も全国との差が広がっている。調査の形式や調査問題の内容が異なるので、単純な比較はできないところであるが、数字として全国の結果と離れているということは厳しい状況であり、重く受け止める必要があると感じている。

7の4ページを御覧いただきたい。こちらから各教科ごとにより詳しく状況をまとめている。まず、小学校の国語であるが、資料の見方、構成を説明すると、枠の中にアルファベットで、令和2年度に実施した県学力調査を基に把握した課題を挙げている。それから、次の黒ポツのところでは今回の結果の概要、その下の白丸数字で成果に該当するもの、黒丸の数字で課題として認められたものを挙げている。グラフで確認をいただこうと思うので、正答数分布グラフを御覧いただきたい。この棒グラフが島根県のデータで、折れ線が全国のデータになる。2つ並んでいるうち左側が今回の結果であるが、一番右側にあたるのが正答数14問という集団で、全問正解の集団になる。左に行くほど正答数が少なくなるということである。見ていただくとわかるように、正答数の多い階層の人数は、折れ線と棒グラフが少し隙間があるというか、開いているところがある。この部分の人数が全国よりも少なく、そこから正答数の少ない部分にいくと少しずつ島根県の人数が増えているというのが御覧いただけるのではないかと思う。分野別の集計がその下にあるが、知識及び技能に該当する領域では全国を上回る数値が出ているが、それ以外は全国を下回る平均正答率になっている。課題については、文章と図表を結びつけて必要な情報を読み取る点などに課題があるというふうにみている。

次に、7の5ページが小学校算数である。こちらにも真ん中のグラフを御覧いただくと、正答数の多い人数が、全国と比較すると、国語以上に少なくなっているという状況である。全体に山の形も左に傾いており、こうした状況がはじめにお示した平均正答率の差として表れているというところである。分野別の状況をみると、数と計算以外のものは全国を2ポイント以上下回っており、特に図形分野の差が大きい状況になっている。図形の特徴を柔軟に捉えたり、答えを式や言葉で表すというところに課題があるというふうに分野別の分析をしている。続いて、7の6ページを御覧いただきたい。中学校国語であるが、こちらでもまず分布のグラフを御覧いただくと、折れ線に比べて山の形がやはり左寄りという状況がある。分野別の状況を見ると、2つの分野で全国を下回っており、中でも読むことでは4ポイント下回っている。段落の相互の関係を理解して意見の根拠を明確にしたり、自分の考

えを具体的に書くというところに課題があるという分析をしている。7の7ページが中学校数学である。こちらも真ん中のグラフを御覧いただくと、折れ線と棒グラフのうち棒グラフが左に寄っているという状況が御覧いただけると思う。分野別状況については全国をいずれも下回っており、こちらも図形の分野で大きく下回っている。この分野の状況についての分析としては、根拠を基に説明する問題で特に大きく下回っているというところである。このように各教科それぞれの点数はこういった状況であるが、分析の中で共通する特徴として挙げられることとしては、基礎的・基本的な知識や技能については、各学校で細かに取組を進められていることによって定着がみられるのは確かだが、複数の情報を組み合わせて問題の趣旨をつかんだり、自分が考える力を使って考えて解答に結びつけるというところに課題があると分析をしている。

7の8ページを御覧いただきたい。ここからは、教科の調査と同時に、児童生徒全員と学校に対して行われた質問紙による調査をまとめたものである。はじめに全体の傾向を申し上げておくと、先ほどの各教科の報告については全国平均を下回るものが多くあったが、こちらの質問紙による回答では概ね全国並みの状況になっている。一部には課題としてはっきりしているものもあり、一部には全国を上回るものも出ている。具体的内容を御覧いただくが、大きく3つの分野に着目して分けている。1つ目が授業の質の充実、2つ目が家庭学習の充実、3つ目が地域に関わる学習の充実ということで、これは現在取り組んでいる県の学力育成推進プランの取組の柱にしている3つであり、そのプランの推進のための参考資料となるように、この3つの分野に分けて分析をしたところである。7の8ページにはそれぞれの課題を挙げているが、内容については7の9ページ以降の分析の中で触れたいと思う。

7の9ページが状況を分析したものであるが、グラフのところを御覧いただきたい。まず始めのところは授業での話し合い活動についての質問項目で、①は、話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができているかという問いに対して、肯定的な回答をした児童生徒をグラフでまとめたものである。御覧になるとわかるように、小学校では全国と同水準、中学校では全国を上回る水準で、こういったことに児童生徒は前向きに取り組んでいるという評価をしている。②の質問項目は、これも児童生徒に対しての質問であるが、課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいたかという質問に対しても、同様の傾向が表れている。このように児童生徒の意識としては、話し合い活動や課題解決の活動に前向きに取り組んでいるという状況が窺える。7の10ページを御覧

いただきたい。一方の学校側の意識をまとめたものがこちらである。③の質問項目では、各教科等で身につけたことを様々な課題解決に生かす機会を設けていたかという質問に対して、小・中学校とも全国と比較してまだ低い傾向がある。それからこれまでも課題としてあった算数・数学についてであるが、④の質問項目で、算数・数学の指導として発展的な学習指導を行ったかという問いに対して、小・中学校ともに全国と比較すると依然差が生じている状況である。それでも以前から比較すると県内の取組が進みつつあるというふうに思うが、なかなか結果に結びついていないというところでもどかしいところであると思う。それから参考までにだが、下に算数の活用に対する意識を2つグラフでまとめている。児童の意識として算数の勉強は好きだと答える児童の割合が増えてきており、算数の授業の内容がよくわかるという割合も少しずつだが向上しているところである。こうしたところから分析をまとめると、話し合い活動が小・中学校ともに取り組まれているが、教科の結果になかなかつながっていないという状況がある。したがって、話し合う内容の質の高まりや、話し合いの後に自分の考えをまとめる時間の確保など、教員の質の確保が必要でなかろうかと考えている。

続いて（２）家庭学習の充実についてである。こちらもかねてから課題になっているところである。⑤の質問項目のグラフであるが、平日授業以外どれぐらいの勉強をするかという児童生徒への質問に対して、1時間以上と答えた児童生徒の割合をグラフでまとめたものである。これまでも課題として挙げられていたが、小学校では全国水準か、あるいは全国水準を上回るような状況であるが、中学校3年生では全国平均を下回るという傾向が続いている。一方、学校側の意識であるが、⑥の質問項目、家庭学習の課題の課し方について校内の共通理解を図ったかという問いについて、小学校では引き続いて高い割合が維持されているものの、中学校で前回大きく上昇したが、今回若干下がっているという結果になっている。⑦の質問項目、児童生徒に家庭での学習方法を具体例を挙げながら教えたかという問いに対しては、小・中学校ともに全国水準の結果が出ており、その次の⑧の児童生徒への質問項目だが、家で自分で計画を立てて勉強しているかという問いに対しては、小学校では全国水準並みで、中学校で全国を上回る結果が出ている。こういった状況の分析をまとめると、授業以外での学習時間は、小学校では全国平均並みであるが、若干下がっているところが気になるころではある。中学校は依然として全国との差が大きいということであるので、家庭学習を意識した授業を展開することで、家庭学習の充実を図る必要があるかと考えている。それから、家庭での学習方法だが、児童生徒も自ら計画し

て取り組もうという意識があるので、一人一人に応じた課題の提示の仕方など、教員側の工夫も考えていく必要があるのではないかというふうに捉えている。

7の12ページを御覧いただきたい。地域に関わる学習の充実という観点である。島根県では、教育の魅力化の取組の中で、総合的な学習の時間などにおいて、地域と連携した探究的な活動が進められているが、この⑨の質問項目、総合的な学習の時間では自分で情報を集めたり発表したりしているかという、児童生徒への質問だが、小・中学校ともに全国を上回る傾向が続いてきている。学校側の意識としても、⑩の質問だが、総合的な学習の時間で探究の過程を意識した指導をしているかという問いに対して、小・中学校とも実施されているという割合が高い。それから⑪の児童生徒への地域の行事に参加しているかという問いについても、全国と比較して引き続き高い状況が続いている。7の13ページ、⑫の質問であるが、地域や社会を良くするために何をすべきかを考えることがあるかという児童生徒への質問に対しても、特に中学校において全国よりも高い結果が出ている。こういった状況をまとめてみると、総合的な学習などの時間で探究の過程を意識した指導が進められているが、これがさらに充実するように工夫が必要ではないかと考えている。それから地域の行事に参加するなど地域との連携が進んでいるが、教科の学習の理解につなげたり、学びを地域や社会に生かすという意識を高める取組がさらに必要ではないかと考えている。

(4) その他であるが、今回の調査で、新規にスマートフォンの活用、使い方について質問が追加されている。⑬の質問項目で、スマートフォンなどの使い方について家の人と約束したことを守っているかと児童生徒へ質問しているが、その結果は帯グラフのような状況になっている。全国と島根県の状況をまとめているが、大きな特徴があるという状況ではないが、家庭での使い方には若干懸念のある部分もある。スマートフォンの使い方については今後しっかりと指導していく必要があるかと考えている。それから、⑭テレビゲームをする時間については、これまでと同じく県の状況は全国平均を下回る傾向が出ている。しかし、長時間ゲームをする人数の割合は大きく増えており、学習時間の伸びよりもこの時間の伸びの方が大きいということであり、今後さらに家庭と連携して、家庭での時間の過ごし方について指導していく必要があるかと考えている。以上が質問紙による回答のまとめである。

最後に7の14ページを御覧いただきたい。以上の分析を踏まえて、今後の取組についてである。県教育委員会としては、市町村教育委員会と連携をして改善の取組をさらに進

めたいと考えている。青の背景で示しているのが、今年度から取り組んでいる学力育成推進プランで示した基本的な考え方である。これに基づいて、先ほど申した三本の柱のもとで進めたいと考えている。まず、学力の育成の中心はなんといっても学校の授業であるので、最初に挙げている授業の質の充実が一番肝心であるというふうに考えている。その際の学校の取組の重点として、話し合い活動の意味を再確認をして、質の充実を図るとともに、児童生徒一人一人が思考を高める時間を確保する。やはり先生方がしっかり子どもたちに働きかけて、話し合いや授業の中で考え、自分の力で考えを巡らせる時間、考えをまとめて言葉などで表現する時間、そういった時間を確保する授業改善が必要なのではないかと考えている。2つ目の家庭学習の取組については、家庭学習の内容を見通した授業を展開して、知識の定着に合わせ、学びを広げる課題を示していく必要があるかと思う。最後に3つ目の地域と関わる学習の充実については、ただ単に地域の行事に参加するなどの体験にとどまらずに、児童生徒一人一人が自らの課題を見つけて、解決に向かう意識の高まりと様々な解決方法を探るような姿勢を育成する必要があると考えている。こうした取組を進めるために、一番下のところであるが、今後は授業改善などの取組について、説明動画など、分かりやすく先生方に伝わりやすい物を作り、教科等の指導の重点やチェックリストも含めて、提示をして活用してもらいたいと考えている。それから学校訪問や研修において、こういったものを活用しながら具体的に進めていくとともに、組織的に授業改善をするように働きかけたいと考えている。これまでであったように、数字の上での傾向は分かるところであるが、実際の子どもの取組や教員の関わり方については、まだまだ見えていないところがある。こういった点については、今後、各市町村や学校においてこの状況を分析をしていただいて、県としての情報を共有しながら、これからの改善の方法をさらに具体的に検討したいと考えているところである。

○真田委員 全国学力・学習状況調査の結果についてということで御説明いただいた。数字を冷静に分析するのも非常に大切だと思うが、この数字に一喜一憂というか、振り回されることなく、今三本柱と言われたが、きっちり島根の教育として取り組んでいただきたい。確かに数学とか算数とかは今のところ全国よりも劣っているかもしれないが、逆に先ほど示された地域での活動のところを見ると、全国に比べて相当いい数字が出ている。総合的な学習の時間で、自分たちで課題を見つけて、それを考えて発表していくというようなところが、島根の小・中学校の児童生徒というのは非常に優れているのではないかと。そういうところを島根の教育として根本においてやってきたので、そこをや

はり強調して、現場の先生方が元気になるような方向を県教委として示されたらいいのではないかと思っている。今朝、新聞で読んだが、あのような見出しの書き方をされると、本当に現場の先生方たちも元気が出ないのではないかと思う。情報提供の仕方についても、元気が出るようなとか、先生方も当然皆さん頑張っておられると思うので、そのあたりがしっかり伝えられるような情報提供をしていただければと思っている。加えて、それよりももっと問題は、家庭学習が中学校3年で小学校よりも減るといふ、これはしっかり市町村の教育委員会等とも連携しながらやっていただければ。先ほどの御説明にもあったけれども、基礎的なところはしっかり身につけているので、小・中・高と連携をして、確かな学力が身につくように、計画的に島根の子どもたちを育てていけばいいのではないかという感想を持った。

○木原参事 やはり数字の部分については冷静に分析をして対策を打つ必要があるとは考えている。一方で、おっしゃっていただいたように、現場の先生方、学校、市町村、それぞれにしっかり熱心に取り組んでいただいている。それがどのようにさらに工夫すれば数字の部分の結果につながるかというところを、よく話し合いながら、対策をとっていければというところで、まず、元気を出していただけるような働きかけや支援ができればと考えているところである。それからもうひとつの家庭学習時間は、我々もなんとかいい結果が出るようにと考えているところだ。特に中学校になると、小学校とは違う形で部活動が始まったり、活動の範囲が広がったり、なかなか家庭での指導が届きにくいというところもある。そういったところをどういう形で工夫していけば学習に取り組む時間が増えていくのか。あるいは、限られた時間であっても内容の濃い学習ができる環境を作るであるとか、様々な工夫ができるのではないかと思う。そういった島根県に一番なじむやり方というのがあるのではないかということも考えながら、対策を考えていきたいと思う。

○林委員 7の1ページのIの2 補完調査のところ、保護者に対する調査とあるが、これは公開されないのか。

○木原参事 こちらは抽出がすべて文部科学省で行われて、該当のところにも特に公開されずに行われているということであるが、結果については文部科学省の方から公表があると聞いている。

○林委員 先ほど、真田委員からもあったが、家庭学習について、やはり学習時間の低さが気になるところで、なかなか学校で先生方が意識されても、やはりそのサポートと

いうか、復習や予習など、家庭学習のウェイトは大きいものがあると思う。いろいろな事情等もあるとは思いますが、またいろいろな情報とかデータを駆使して、そのあたりが充実されるといいと思う。よろしく願います。

○木原参事 確かに家庭との連携が非常に大きな比重を占めていると思う。その意味でも市町村の教育委員会が様々な取組を今も実施していらっしゃる。放課後の学習の場を提供したり、家庭学習の手引きなどを配布して、家庭との連携の下で進めておられる実情もある。そういった、今取り組んでいらっしゃることも我々としてはいただきながら、県全体で何か取り組めることがあれば、それは県としても取り組みたいと思う。あるいは、市町村がさらに進めたいというところを県として支援できるものがあれば、県の方で支援していく取組も考えていく必要があろうかと思う。いずれにしても、家庭との連携は、市町村の教育委員会と連携した取組というのが重要になってくると思うので、これから情報交換や意見交換などを進めていきたいと考えている。

○朋澤委員 7の13ページの(4)その他のところ、携帯電話・スマートフォンについてであるが、島根県の子どもたち、だいたい中学生以下の子どもたちはどれくらいスマホとか携帯電話とかを持っているか。

○木原参事 今回の質問が、家の人との約束を守っているかというようなことで、具体的な時間については、全国調査ではないが、県では調査をしているので、おおざっぱな傾向については分かると思う。ただ、比較の対象はないので、どれぐらいの時間なのかということが、ある程度わかるというようなことである。去年の12月に行った県調査の結果はまとめてあるので、また後ほど提供させていただければと思う。

○朋澤委員 保有している、持っている子どもの割合はどうか。

○木原参事 「持っていない」というのは、そこの7の13のグラフでいうと、緑色が、携帯電話、スマートフォンやコンピュータを持っていないというものである。スマートフォンを持っているかどうかという直接のことではないかもしれないが、おおまかな傾向としてこういう割合だろうというのは、緑の部分をご覧いただくとよろしいかと思う。

○朋澤委員 ということは結構たくさんの子が持っているということか。もしかしたらそれが家庭学習の少なさにもつながっているかもしれないということで、この⑬の項目があるのだろうかと思ったりして見せていただいた。SNSに関しての事件や子どもたちの困りごと等につながったりするところなので、使い方や時間というのは、ここ何年も学校の研修会等でも課題になってきたところではあると思う。学校の方も、家庭の方

とつながりながら、子どもたちに使い方について話してくださると思うが、続けてそれをしていただけたらいいなと思う。また、先ほどから出てきている地域に関わる学習の充実について、地域行事への参加というのが島根県の子どもたちはとてもいい数字が出ているというのは、保護者の方が子どもたちに勧めてくださっているからこそだと思うので、やはり島根の教育の充実家庭教育支援は欠かせないところであると思っている。子どもたちが家庭学習を充実させられるということは、親御さんにも家庭学習の大切さが理解され、伝える親の喜び、子どもの喜びが相まってこそ、家庭教育の充実につながるかと思うので、先ほどの携帯電話、スマホの使い方、時間等のことも含めて、しっかり家庭の方に働きかけや情報共有をしていただけるよう、島根県教育委員会として取り組んでいただけたらと思う。地域にいる人間としては、子供たちは勝手には地域行事には来ないと思っている。やはり、親が地域に対して愛着があるところを示すことによって、地域行事に子供たちが参加できるということが多いので、今の小学生・中学生を育てている若い保護者の方々に、しっかり子どもを育てる楽しさが伝わるような教育委員会であってほしいと思っている。ちょっと漠然として言い方になって申し訳ないが、そのように感じている。

○木原参事 家庭との連携、先ほどの地域の行事への参加というのは、家庭での助言というか、言葉があつてのことであろう。地域や社会をよくするためにということも、地域の方や保護者が働きかけたことによって子供たちが考えている部分も大きいと思うので、そういったところも留意しながら考えていきたいと思う。

○河上委員 真田委員や林委員もおっしゃっていたが、やはり家庭学習の定着、習慣づけが大変気になるところであり、保護者としてもこちらがどうにかならないかと常々思っているところである。また、コンピュータやスマホのゲームの利用率が大変高くなっているということも、大変心配される場所である。今、教科書の改訂もされて、教科書の中にはQRコードが表示されるようになっていて、家庭でも、家でスマホやタブレットなどをかざせば、それを利用して自主的により深い学びができるような、そういう仕組みにもなっているので、家庭でそういったコンピュータやスマホをゲームで使う使い方から、学習の方への使い方にもっとシフトしていければ、より子供たちも興味を持って自主的な学びにつながるのではないかと思う。今後のそうしたICTを活用した家庭学習の研究に大変期待したいと思うので、取組をよろしく願います。

○池田委員 学力テストに一喜一憂することなくと真田委員がおっしゃったが、平均点

を上げるために成績の悪い子どもは受けさせないような県もあるというような報道もあった。地方のある小学校では、7人のクラスに今年1人都会から転校生が入ってきたら平均点が大きく上がったということもあったりして、本当に数字に一喜一憂することはないと思っている。そして、地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるかという項目だが、教育は本来、一人一人の人格形成とか、社会をよくするとか、そこがとても大きいのではないかと思っており、今の世の中を勝ち抜くためではなく、私たちが目指している共に生きる「共生」ということを教育の場面で考えていくという意味でも、島根県は本当に素晴らしいと思っている。

また、家庭学習だが、中学3年生が減るというのは、入試とは関係ないか。入試の前に普通だったら勉強するが、もしかしたら入れるかなという雰囲気があって、そこにも原因があるのかなと思ったりするがいかがか。

また、スマホやテレビゲームについて、たとえば1日あたりどれくらいすると脳にどんな影響があるのか、様々な科学的知見も出ていると思うが、そのあたり何かエビデンスのようなものはあるか。

○木原参事 学習時間と入試制度の関係というのは、これをはっきりと示すことは、調べることも難しく、意識の部分の問題でもあると思うので、なかなか申し上げにくいところである。小学校では、担任の先生が全ての教科を見て、宿題のチェックや学習の進め方も含め、1人の先生が学級の子供たちを毎日見るという状況なので、やはり家庭学習の指導の仕方がきめ細かく、家庭とも連携を取ってできる部分が大きいのではないかと思う。一方、中学校では教科担任制になり、当然担任の先生は家庭との連絡を取ったり、教科の先生もそれぞれの教科指導の中で家庭学習について指導されると思うが、小学校のように、1人の担任の先生がきめ細かく様子を見るという部分では難しい点があるのかもしれない。その部分を、やはり子供たちの自主性というか、成長段階に応じた学習への取組を促すという、そういったことが必要ではないかと考えており、その部分は中学校でも意識して取り組んでいただいていると思うが、なかなかそのあたりの効果が、若干は出てきているが、ぐっと全体の動きが上がるような形では見えてこないところがある。ただ、中学校でも、学校の側で意識して、家庭の学習指導などに取り組んでいただいているので、そのあたりが今後どういう形で推移していくのかというところを見ていきたいと思う。

それから、テレビゲームの時間の影響が科学的にどうなのかというところは、なかなか

か結果としてお示しできるものはないが、県教育委員会の方では2時間以内にしようという考え方をお示ししており、中学校でもそのように指導していただいていると思う。それは科学的な意味合いでの2時間というよりも、やはり生活習慣の中で2時間までに抑えることによって、別に学習時間であったり、家庭で有効に使える時間を確保するという、そういう目安として示している数字であると思うので、科学的にというよりも、子どもたちの成長の上で生活時間をきちんとしていくという視点で、時間を設定することが必要ではないかという考え方である。

○池田委員 今日と同じ新聞に、しっかり新聞を読んでいる子どもは成績がいいと出ていた。新聞学習というのもよく聞くが、そのあたりは島根県はどうか。

○木原参事 新聞を活用した学習については、これは教育委員会の取組ではないが、団体が中心になって、学校の先生方が一緒になって取り組んで活動をしていただいている。これはやはり社会的な事柄に関心を持ったり、いろいろな考え方を深めるという意味で、効果のある取組であると聞いている。また、この調査の中でも新聞を読んでいる子どもたちの状況など確認しているが、島根県は、全国と比べて、若干であるが新聞を読んでいる子どもたちは多いと感じている。それが成績に直接つながるかというのはわからないが、家庭での働きかけや、そういう新聞を活用した取組というのは、見える形かどうかはわからないが、いろいろな効果というのは一定程度あるのではないかと考えている。

○池田委員 若い世代は新聞をとらなくなっていると、本当にすごく思う。新聞を読んだり、活字を大事にするということを、風土として醸し出せたらいいなと思う。読書にもつながる。小学生が新聞を読むというのはすごいことだと思う。

○朋澤委員 小学生も急に小学生になるわけではなく、生まれてから6年間のところを就学前の子どもとして育つ期間があって、小学生になる。うちの保育所の方でも、県の事業である幼児教育アドバイザーの先生に来ていただいて御指導をいただいたりするが、たとえば就学前の期間、学校に入るまでの準備のところでの困り事を学校の方で感じておられるとか、授業に入るまでのところの育ちとして、就学前の子どもについて事業所に求められているような意見は、県教委に上がってきたりしているか。

○木原参事 明確に把握しているものはないが、非常に重要な観点だと思うので、こちらでも意識して、いろいろな研修や指導などにつないでいきたい。もし情報が集まるようであれば、そういった情報を集めながら対応したいと思う。

○朋澤委員 近年、小学校の方から、いわゆるスタートカリキュラムのようなところで、学校に保育園、幼稚園から見に来てほしいというような要請もあったりするので、もしかしたら学習に入るまでのところも少し考える必要があるのかと思ったが、そもそも教育委員会で解決することなのかかもしれない。県のほうに上がってくるような意見もあるのかと思ったので伺った。

———原案のとおり了承

(後刻補足資料により追加説明)

○木原参事 今お配りしたのが、先ほどご質問のあったスマートフォンの使用時間についてのデータである。昨年 12 月の県の学力調査の中での質問項目で、普段（月曜から金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、携帯電話やスマホを使用しているかという質問で、小5、小6と中1、中2を対象にしているが、一番左の青いところは4時間以上、赤いところが2時間から4時間、紫が1時間から2時間、緑のところが1時間より少ないということで、今はやはり小学生でも、小6では半数が1時間以上使っている状況だということがわかる。中1に入ると、やはり小学生より増えているというところである。それから下のグラフは、同じ県調査の平成30年と令和元年の年次推移で、2カ年の数字を比較しているものであり、平成30年から令和元年にかけては、時間数として増えている割合が高くなっているので、やはり家庭でスマートフォンを使う時間が確実に増えている状況であるということは、データとして出ているというところである。

○池田委員 何をしているのか。ゲームをしているのか。

○木原参事 おそらくゲームが一番ではないか。

○池田委員 ゲーム機というのは別で、ここには入っていないか。

○木原参事 先ほどの資料のテレビゲームの中には、ゲーム機のほかスマートフォン等でゲームする時間も含まれているが、こちらは携帯電話やスマホの使用時間である。使う目的を特に聞いていないが、ほとんどはゲームとして使用している時間だろうと思われる。

○朋澤委員 あとはLINEのやり取りだとか、SNS等であろうか。

○真田委員 月から金でこうだということは、土日はもっと増えるのだろう。

○木原参事 これは平日の時間なので、おそらくそうなるだろう。家庭でどういう指導をしているかわからないが、中には子どもが自由に使っているところもあるかもしれない。子どもに預けっぱなしということはおそくないと思うが。

報告第 34 号 令和 4 年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について（教育指導課）

○木原参事 8 の 1 ページを御覧いただきたい。来年度使用する県立高等学校の教科用図書の採択については、5 月の教育委員会会議で基本方針を議決いただいている。これに基づいて、各学校から採択の希望報告を受けて、内容を県教育委員会の方で審議した。それを基に教育長の専決により決定したので、その状況を報告する。

採択の結果は、1 にあるように、総数として 559 点、新規に採択した教科書が 187 点、過年度に採択済みの教科書が 372 点であった。高等学校においては来年度から新しい学習指導要領が年次進行で実施されるので、1 年生の教科書を中心に、新規に採択した教科書が例年より多い状況であった。

2 採択の流れ以降については、基本方針の議決の際に確認いただいた内容である。8 の 2 ページ、8 の 3 ページはその基本方針について再度掲げている。8 の 4 ページ以降に今回採択の結果、それから各教科科目の採択教科書の書名と選定校数について表でまとめている。時間の限りもあるので詳細は御覧いただくことに替えたいと思うが、こういった状況で採択を決定しているところである。

———原案のとおり了承

報告第 35 号 令和 4 年度使用特別支援学校教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 資料の 9 の 1 ページを御覧いただきたい。特別支援学校の教科用図書の採択に係る基本方針により、児童生徒の発達段階、障がいの状況や教育課程を考慮して、9 の 3 ページから 28 ページに挙げているとおり採択することとした。

特別支援学校小・中学部の教科用図書については、9 の 3 ページから 5 ページにあるように文部科学省検定済教科書が小学部の方で 157 点、中学部の方で 61 点、9 の 6 ページから 7 ページにあるように文部科学省著作教科書 308 点、9 の 8 ページから 14 ページにあるように学校教育法附則第 9 条による一般図書 431 点である。なお、参考として点字版の教科書を盲学校から借りてきたので御覧いただきたい。盲学校では、一般の教科書を墨字の教科書と言っており、墨字の教科書を点字にすると、このように分冊となり分量も増える形となっている。また、点字の教科書は、すぐに読めるというものではないため、教

科書が必要となる小学部に上がる前に、幼稚部でトレーニングすることが重要である。本年度から幼稚部を設置しているが、そういった意味でも大きな意義があると思っている。以上、小中学部の教科用図書については合計 957 点を採択することとした。

次に、特別支援学校高等部の教科用図書についてだが、9 の 15 ページから 18 ページの方に高等学校用文部科学省検定済教科書として 118 点、9 の 18 ページに高等学校用文部科学省著作教科書 1 点、同じく 9 の 18 ページに主として専門学科において開設する教科で使用する学校教育法附則第 9 条による一般図書 1 点、同じく 9 の 18 ページに学校設定教科で使用する学校教育法附則第 9 条による一般図書 8 点、そして 9 の 19 ページから 28 ページにあるように学校教育法附則第 9 条による一般図書 517 点、以上、高等部の教科用図書については、合計 645 点を採択することとした。なお、高等部の新入生については、入学生徒数や生徒の実態が確定把握できないところでの選定を行っている。従って、入学者選抜検査を経て合格者が決定する 2 月下旬に再度選択する必要があるということを付け加えておく。

———原案のとおり了承

報告第 36 号 令和 3 年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について（保健体育課）

○舟木保健体育課長 10 の 1 ページを御覧いただきたい。今年度の全国高校総体、いわゆるインターハイと全国中学校体育大会等の結果を報告する。

まず、インターハイだが、福井県を中心に北信越地区で 7 月 24 日から 1 か月間開催をされた。8 位以上の入賞種目、選手を一覧表にしている。このうち、No. 3 のホッケーであるが、横田高校男子ホッケー部が、見事優勝をした。10 年ぶり 6 回目の優勝である。今大会は大雨の影響により決勝戦が行われず、準決勝まで勝ち抜いたものである。次にカヌーである。No. 16 を御覧いただきたい。男子カヤックフォア 200m で島根中央高校が、No. 23 の女子カヤックペア 500m で出雲農林高校が優勝した。島根中央には特別体育専任教諭の堀田先生が、出雲農林にはスポーツ推進教諭の大畑先生がおり、監督として毎年優秀な選手を育成している。

裏面の 10 の 2 ページを御覧いただきたい。こちらは中学校の大会で、関東地区にて開催をされた。そのうち No. 8 の軟式野球であるが、大田市立第二中学校が見事優勝した。山陰両県を通じて初の快挙である。大田二中は、平成 29 年度に行われた全国秋季大会で

も準優勝をしており、今回はそれを上回る快挙となった。

多くの選手が入賞し、島根の若者の頑張り、活躍というのは県民に感動と勇気を与える。また、今回の若者の活躍を 2030 年に島根県で開催される国民スポーツ大会での選手の活躍につなげていけるよう、関係機関と連携をしていく。

———原案のとおり了承

報告第 37 号 第 45 回全国高等学校総合文化祭の成績について（社会教育課）

○野々内社会教育課長 資料 11 の 1 ページを御覧いただきたい。昨年度の大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ウェブ開催となったことから、実際に現地で開催された大会としては 2 年ぶりとなる。1 の大会の概要にあるとおり、本年度は 7 月 31 日から 8 月 6 日にかけて、和歌山県内を会場に 22 の部門で開催された。島根県からは、そのうち 14 部門に 20 校、99 人の高校生が参加した。

島根県の入賞状況であるが、3 のところにまとめている。（1）郷土芸能部門の伝承芸能部門において、浜田商業高等学校の郷土芸能部が石見神楽の『神迎え』という演目を披露し、第 2 位に当たる優秀賞（文化庁長官賞）を受賞された。この部門における第 2 位という成績は、島根県勢としては過去最高の成績になる。（2）囲碁部門では、松江南高等学校の井上結菜さん、益田高等学校の安達亮平さん、出雲西高等学校の玉木洸多さんの 3 人によるチームが、団体戦で第 3 位の成績を収められた。その他、（3）写真部門では、出雲北陵高等学校の高橋友さんが優秀賞（朝日新聞社賞）を、（4）新聞部門では松江南高等学校の新聞部が奨励賞を受賞された。高校生の皆さんには、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が大きく制限されて、思うように活動ができないこともたくさんあったかと思うが、こうした日々を乗り越えて活動の成果を存分に発揮されたことが、これらの結果につながったものと考えている。なお、島根県全体の成績については、資料 11 の 2 ページに実績一覧として載せているので御参照いただきたい。

○池田委員 新聞部門の奨励賞の南高新聞は、この間の視察のときに見せていただいたが、優秀賞の出雲北陵高校の写真とか、あと入賞はなかったけれども書とか絵画とか、どこかで見る機会を設けていただけるとか。

○野々内社会教育課長 実は、もともと 7 月 9 日に島根県高等学校文化フェスティバルを予定していたが、大雨災害の関係で中止になり開催されなかった。本来であれば、そこで出品作品等を撮影し、昨年と同様にウェブ等で配信されることとなっていたが、中止と

なったため撮影されなかった。現在、既に作品は各学校に戻されているほか、部員も代替わりし、既に次年度の高総文祭予選に向けて動き出していると聞いている。大変残念であるが、これらを改めて展示・上演等する機会を設けることはできないため了承したい。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第 15 号 令和 3 年度教育功労者及び教育優良団体表彰について（総務課）

○小畑総務課長 お手元の資料の 12 の 1 ページを御覧いただきたい。この表彰は、教育、学術、文化及び体育に関する個人又は団体に功績顕著なもの、又は教育環境の整備について献身的に努力し、その功績が顕著なものについて教育委員会から表彰を行うものである。この表彰の学校教育の分野は退職された方を対象としている。また、学校教育に限らず幅広い分野を対象としており、今年度は学校保健、社会教育、文化財保護の分野からも選考している。受賞候補者であるが、いずれも市町村教育委員会、県立学校および教育庁内の関係課などからの推薦に基づくものであり、その中から、従事年数や功績内容などを考慮して選考を行ったものである。表彰式であるが、今のところの予定としては、11 月 1 日、しまね教育の日の月曜日、会場はサンラポーむらくもを予定している。昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大傾向のなかでの開催予定ということであり、予定どおり開催する場合は、参加者の制限なども検討して、新型コロナウイルス感染症への対応を行って開催をしたいと現時点では考えている。

ここからは受賞候補者に関して御説明する。4 受賞候補者（1）学校教育 10 名の方々は、いずれの方も、小・中学校、県立学校の校長歴のある方であり、従事年数や在職中及び退職後の教育分野での功績などを考慮して選考したところである。12 の 2 ページをお願いします。（2）学校保健は、ここに掲げた 3 名の方である。3 名の方々は、学校医、学校歯科医として、長年、児童・生徒の健康維持に御尽力いただいた方を、従事年数等を考慮して選考した。（3）社会教育分野は 3 名、1 団体である。まず、和上豊子さんは、石見銀山ガイドの会において、小・中学生の現地学習での教育・学習ガイドとして、地域学習の支援に尽力され、社会教育の推進に寄与した功績から選考した。次に、伊藤孝子さ

んは、おはなしの会ボランティアグループ等において読書普及活動に尽力され、社会教育の推進に寄与した功績から選考した。平田節子さんは、外国人を対象とした日本語教室のボランティアグループで、日本語指導や交流活動に尽力され、社会教育の推進に寄与した功績から選考した。次に、合歓の会は、地域の子どもたちとの合同活動を通じて、世代間交流を通じた子どもたちの健全育成の取組に尽力され、社会教育の推進に寄与した功績から選考した。（４）文化財保護は１名である。佐藤仁志さんは、松江市文化財保護審議会委員、松江市史編集委員会専門部会専門委員として、文化財保護活動に寄与された功績から選考した。年齢は１１月１日現在のものである。掲載は年齢順である。

———原案のとおり議決

議決第 16 号 令和 3 年度優れた教育活動表彰について（総務課）

○小畑総務課長 お手元の資料の 13 の 1 ページをお願いします。この表彰は、教職員などの意欲の向上や本県教育の振興を図るものとして、平成 19 年度に設けられたものである。簡単に制度の概要を御説明する。

表彰対象者は、学校に在籍する教職員、教育委員会事務局等に在籍する教職員、教職員で構成される団体、学校である。表彰の対象とする取組は、教育活動で他の教職員等の模範となるもの、指導方法の研究・開発など、本県教育の充実・発展に資する取組などである。表彰式は、先ほどと同じであり、11 月 1 日を予定している。この表彰式についても、先ほどと同じく新型コロナウイルス感染症対策を行って実施したいと考えている。今年度の受賞についてであるが、受講候補者は学校で 11 校、団体 1 団体、個人 9 名である。

それでは、ここからは受賞候補者に関して御説明する。13 の 2 ページをお願いします。表彰の理由のところを少しボリューム感をもって載せているので、見にくいところは御容赦いただきたい。

まず、学校である。No. 1 の県立松江緑が丘養護学校は、児童生徒の病気や障がいの状態により、身体活動や学習環境に制限がある中で、社会見学や職場実習の実施に、テレビ会議システムの利用など、積極的に ICT を活用した取組によって成果を挙げていることを評価したものである。これについては新聞記事にもなっているが、かなり注目されて取材を受けたと聞いており、記事でも積極的に伝えていただいたようである。No. 2 の隠岐の島町立北小学校は、平成 29 年度から 3 年間、複式教育推進校の指定を受け、隠岐地域を中心に複式教育における指導の在り方を研究され、その成果の普及に努めてきたことを

評価したものである。No. 3の飯南町立頓原中学校は、GIGAスクール構想に基づき、タブレット端末を活用した学習方法の研究を行うなど、ICT活用の先進校として、他校の模範となる教育活動を進めていることを評価したものである。No. 4の松江市立しんじ幼保園は、平成29・30年度にわたり、人権教育の指定をきっかけに、全職員が一丸となって幼児理解を進められ、園児の実態に応じた教育を積み重ね実践していることを評価したものである。No. 5の益田市立高津小学校は、教職員一同が積極的な生徒指導により、不登校傾向にある児童の早期発見・早期対応につながる体制づくりを実践し、実際に不登校児童を少なくするなど、安心・安全な学校づくりを推進していることを評価したものである。No. 6の出雲市立塩冶小学校は、国及び県の人権教育研究事業の指定を受け、その間2年間にわたり、自他を認め合い互いに尊重するとの人権教育を着実に推進してきたことを評価したものである。13の3ページをお願いします。No. 7の雲南市立三刀屋こども園は、県の人権教育研究事業の指定を受け、その間、保護者や保育者とともに、幼児期における人権教育を着実に推進してきたことを評価したものである。No. 8からNo. 11の奥出雲町立仁多中学校、布勢小学校、三成小学校、阿井小学校の4校は、令和2年度に開催された第32回島根県学校図書館研究大会に向けて、それぞれ学校図書館の整備、担任・司書教諭・学校司書の三者連携による単元づくり、国語・総合的な学習の時間・図画工作の教科横断的な単元開発、情報の活用指導など、いろいろなテーマを研究のテーマとして取り組まれ、その成果を発表し、その後もそれらを生かした活動を続けていることを評価したものである。

13の4ページをお願いします。先ほどまでは学校についてであったが、こちらは団体となる。No. 1の大田市共同学校事務室は、県内で初めて設置されたもので、各学校で行う業務の改善や、効率的・効果的な業務の実践など、他の団体にとって参考となる取組を行っていることを評価したものである。

13の5ページをお願いします。このページから個人となる。No. 1の県立邇摩高等学校の高下克己教諭は、商業教育のほか、地元企業と連携した教育の実践、IT人材育成による地元就職へのつなぎなどを推し進めるなど、石見地域における人材育成に尽力していることを評価したものである。No. 2の県立三刀屋高等学校の片岡初美教諭は、青少年赤十字の指導者として、JRC部に所属する生徒に対し、地域でのボランティア活動を通して、自ら気づき、考え、実行する主体性の育成を実践した取組を評価したものである。No. 3の川本町立川本小学校の山田菜穂子栄養教諭は、安全な給食管理や地場産物の活用、郷土

料理や行事食を大切にした献立づくりの取組や食に関する指導を精力的に行われ、食育の推進に貢献していることを評価したものである。No. 4の松江市立第一中学校の勝部千恵事務リーダーは、小中一貫教育に関する業務を始めとして、企画・立案など、事務職員の枠にとらわれることなく関わることで職務を広げ、様々なことに常に挑戦し続けている取組、姿勢を評価したものである。No. 5の出雲市立北陽小学校の布野敦子教諭は、合唱指導において、卓越した指導力により、毎年中国大会や全国大会の出場を果たすなど、優秀な成績を残しておられ、本県の音楽教育や合唱教育に大きく貢献していることを評価したものである。No. 6の県立安来高等学校の岩田将太郎教諭は、バレーボール部顧問として複数回の全国大会出場を果たした実績のほか、競技の普及活動や校内での運動系の伝統行事の継承など、スポーツによる教育活動などに尽力していることを評価したものである。13の6ページをお願いします。No. 7の県立安来高等学校の玉木史郎教諭は、長年にわたり高校バレーボールの指導に携われ、指導した多くの学校で好成績を残した実績のほか、現在の安来高校バレーボール部の部員と地域の小・中学生と一緒に練習する機会を設け、競技の普及や学校の魅力を伝える活動など、スポーツによる教育活動などに尽力していることを評価したものである。No. 8の島根県教育センターの高田純子指導主事兼企画幹は、英語教育における校種や地域を越えた研究や実践から得た知見を普及する取組や、児童生徒、教職員への精力的な指導など、本県の英語教育の推進に尽力していることを評価したものである。No. 9の江津市立江津中学校の濱岡睦月教諭は、柔道の専門性を活かした活動や、校内での積極的な取組により、教育現場における若手教職員の中心的な存在として活躍するなど、他職員の模範となっていることを評価したものである。以上が候補者となる。

○朋澤委員 地理的なところが分からないのだが、学校の No. の8仁多中学校は、その下のNo. 9、10、11の小学校から進学するのか。

○小畑課長 そうである。

○池田委員 No. 2の隠岐の島町立北小学校は、布施小学校と中村小学校が統合された複式学級が多いところだが、たまたま私の娘の夫が大阪から隠岐に教員採用されてきて、大阪の大規模校から北小学校の複式クラスを受け持って、本当に苦労しているのを見てるので、報われる気がしている。また、複式教育推進指定校とか、人権教育研究指定校とか、指定というのがたくさんあったが、自分の地元の学校がどういう指定を受けているのか分かるありがたいと思う。

○小畑総務課長 手元の情報でお伝えすると、複式教育推進指定校については、令和2年度で3校、その中に北小学校が入っているが、他は出雲市立上津小学校、浜田市立波佐小学校の計3校で、だいたい例年3校ということである。

○池田委員 例年というのはどういうことか。

○小畑総務課長 令和元年度、平成30年度、29年度という情報を持っている中では3校ずつ指定をされている。なお、隠岐の島町立北小学校は、平成29年度、30年度、令和2年度の3カ年度で指定されている。島根県人権教育研究指定校というのは、29年度、30年度の2カ年度ということで、しんじ幼保園の話をさせていただいたが、その時の指定は、しんじ幼保園以外に2校、海士町立海士小学校、奥出雲町立横田中学校があり、しんじ幼保園と合わせて計3校で取り組まれている。国や県の人権教育研究指定というものが今回の表彰の中ではいろいろ出てきているが、国の人権教育研究推進事業については、出雲市立塩冶小学校と、もう1校隠岐の島町立西郷中学校があり、これが文部科学省の令和元年度人権教育研究推進事業に指定された2校である。また、島根県人権教育研究指定校について、令和元年度、2年度では3校で、先ほどの塩冶小学校、西郷中学校のほか、雲南市立認定こども園三刀屋こども園である。

○池田委員 いろいろな指定があると思うが、他にもあるか。

○小畑総務課長 手元の情報としてはこれだけである。

○柿本教育監 指定についてであるが、他にもたとえば保健体育課、社会教育課の事業に係る指定などいろいろある。指定校はいろいろあるが、実際に取り組まれた実績が考慮されて、教育事務所から優れた取組みであったということで推薦が挙がってきている。

○池田委員 いろいろ指定を受けて取り組むのは学校も大変かと思う。

○柿本教育監 ただ、学校が研究指定を受けたときには、やはりそれをマネジメントの中心に据えて、校長先生としては、一枚岩でこれでやっていこうということで、そういう面でリーダーシップを取るので、学校が一つにまとまるきっかけにはなる。

○真田委員 13の4ページの団体のところで、共同学校事務室とあり、共同で複数の学校の業務を行うということだが、こうした例は他にもあるか。

○小畑総務課長 まだこれから取り組まれるところだが、江津、浜田、安来が検討を進めていると聞いている。

○真田委員 これは、たとえば大田の例であれば、どこかの学校が核となって、事務室はそこにしかないというイメージになるのか。

○小畑総務課長 普段はそれぞれの学校で事務をされているが、定期的あるいは随時に寄り合って、共同で行うものの技術を上げたり、やり方を話し合ったり、共同でやることを決めたり、そういう集まって共同でできることを効率的に行うことが、この仕組みの中でできるということになる。

○真田委員 各地域の事務リーダーが指導に歩かれるのはまた違うのか。たとえば何曜日とかに集まって、事務を分担するというわけではないのか。

○小畑総務課長 たしかに島根県には事務リーダーという制度があり、事務リーダーは事務リーダーでそれぞれでやっておられるところもある。今回のものは分担というよりは、各校で行う事務について、もっといいやり方はないかということ、共同事務室を使って考えていくということである。

○真田委員 資料に効率化とあるが、どのあたりを効率化するのか。

○小畑総務課長 たとえば企画や考えたことをその地域で一緒にするというで、これについて話を聞いていることを具体的に申し上げると、事務室のパソコンについて、たとえばショートカットの効果的な使い方とか、文書の分類の仕方とか、備品のデータの管理の仕方とか、そういったことを共有している。また、各種システムの管理などの学校事務職員のガイドブックを作ったり、文書分類の見直し、フォルダなどの情報の管理など、こうしたことを共同事務室で一緒にすることで、それぞれの取組は小さいが、こうしたことが効率化につながっている。

○真田委員 イメージでいうと、たとえば備品の調達などを一括でやるとか、県立はそうだと思うが、各学校でやらないでいろいろな処理を計算センターに任すとか、そのような形で、省力化とか経費削減を含めてやるというようなものかと思う。小・中学校で、校務技術員はいないが、みんなが集まって一斉に作業をしたりというようなこともある。各学校の事務室に職員がいて、時々集まって、こういうのがいいのではないか、ああいうのがいいのではないか、というのでは、あまり効率化というのがピンとこない。今回の議題とは直接関係はないが。

○小畑総務課長 学校事務室では、室員・室長という立場の位置付けがあり、室長というのが、大田でいうと、大田市立第一中学校内に位置づけとしてはおられる。先ほど話のあった備品の調達というところまではできていないが、先ほどの室長という位置付けの方が、諸手当の認定を一括でやったり、給与関係のデータを一括で管理したりということはされていると報告を受けている。各校バラバラでそれぞれのラインでやるよりは、室という単

位で室長の決裁で済ませ、それで全校の事務が進むという意味での効率化というふうに聞いている。

○石原副教育長 共同学校事務室については全国でもそういう動きがあり、本県では大田市教育委員会が一番進んでいる。大田市の取組を参考に、他のところでも、現在検討中のところも含めて、取組が進みつつある。これまでのリーダー制は基本的に中学校エリアだったが、室ということになるともう少し広域で設置することができ、いずれにせよ市町村教育委員会の中で、どういったエリアで事務処理をするかということはそれぞれの判断で決めていただける。ただ、その効果ということでいうと、先ほどの効率化にも関係するが、国のほうで示しているものとしては、事務を共同処理することによって、学校間の標準化、教材などの共同購入による調達コスト削減が図れることなどがある。また、学校事務職員は基本的にひとり職場であり、OJTがなかなかできないので、人材育成という面での効果もある。このように、事務室の設置による学校管理事務の効率化、事務職員の育成・資質向上の実現に向け、国のほうでも設置を進めているという状況がある。今回の対象の大田市共同学校事務室は、国が動きを進める前から先行してされていたこともあり、そういったことも含めて、他市町村の先進事例的な位置づけもあり、学校事務職員の中のリーダー的存在ということで、取組を紹介していくものである。こうしたことは各校の事務職員から県教育委員会に求められているということもある。リーダー制はリーダー制としてあり、リーダー制でも同じように人材育成はできるが、室という組織立てをして全体で進めていくということである。先ほど課長からも説明があったが、室という組織にすることによって体制面が強化されるので、今後進めていきたいと考えている。

○真田委員 このこと自体はすばらしいことなので、もっと進められたらいいと思う。市町村立学校は各学校で事務職員は1人なので、集められるものは集めて1カ所で処理ができるようにし、事務の仕事量を軽減してあげるとよい。土日も出ているような状況なので、計算センターのような室を1カ所置いて、集められるものは集約して、各学校事務室の負担を軽減してあげれば、事務職員も助かるだろうと思って聞いてみた。今回表彰の取組は素晴らしいものなので、もう一段階進められたらよいと思う。

———原案のとおり議決

議決第17号 いじめの重大事態調査報告書（案）について（教育指導課）

———原案のとおり議決

報告第 38 号 令和 3 年度 9 月補正予算案の概要について（総務課）

○小畑総務課長 お手元の資料の 15 の 1 ページを御覧いただきたい。この補正予算は、9 月 6 日県議会運営委員会終了後、報道解禁となるもので、議案としては、現時点では、上程される予定であるものということになる。

それでは内容に入る。1. 予算額の概要について、最下段の合計の欄のとおり、補正前の額 841 億 8,700 万円余を、補正額 1 億 8,400 万円余の減額により、補正後の額 840 億 200 万円余とするものである。減額のうち給与費の減額が 5 億 4,100 万円余となる。なお、給与費は全額総務課で計上している。ここで給与費について御説明する。職員給与費は、当初予算時の人員配置計画と、今年度に入ってから 7 月 1 日現在の実人員との差を補正するもので、今年度は 114 人の減となり、これに基づき再度所要額を算定した結果、予算を減額補正するものである。なお、114 人の減については、主には小・中学校の教員数の減によるものである。

15 の 2 ページをお願いします。ここから、2. 課別事業別一覧の順に 15 の 3 から 15 の 4 ページの補正項目の内容を御説明する。一番上の教育庁総務課の職員給与費については、先ほど御説明したとおりである。なお、財源内訳及び概要欄の国庫の欄、これは義務教育費国庫負担金について、100 万円余の増額を計上しているが、年度当初に国から交付決定を受けた額をもって補正しているものであり、実人員の減少による国庫金の減については、今後国からの変更交付決定を受けた後、補正予算計上することとなる。改めて職員給与費の減額の主な要因を申し上げますと、先ほどの人数による減、これが 8 億 7,100 万円。それに対して新陳代謝による増額等が 3 億 2,600 百万円。この新陳代謝というのは、予算要求時の考え方であるが、退職者の振替を新規採用者の単価で計上して要求しているところ、実際は退職者と同級程度の者が配置されることとなるので、その差が増ということになり、それが 3 億 2,600 万円。それから共済費関係の減というのが 7,100 万円となり、今の 3 要素で 5 億 4,100 万円余の減額となる。

次に教育施設課の説明となるが、これ以降は、15 の 3 から 15 の 4 ページの補正項目の説明欄を御覧いただきたい。教育施設課については、昨年度から新型コロナウイルス感染症の学校現場における感染拡大防止のため、施設的な修繕や改修を行ってきたが、この度の補正で、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、よりきめ細かい施設的な対応、具体には換気対策や密回避、衛生対策などを実施し、規模としては 1 億 1,300 万円余の予算

を計上している。

教育指導課については、当初予算編成時に方針を打ち出し、現在、令和4年度県立高校入学生から順次進めている生徒1人1台端末を活用した教育について、当初想定していた環境よりもさらに充実した指導環境を実現するため、より幅広い教員を対象に指導用PCやプリンタの整備、無線ネットワークの増設、寄宿舍へのWi-Fi環境の整備を図っていくもので、予算としては1億9,400万円余を計上している。

特別支援教育課については3点ある。1点目は、先ほどの教育指導課でもあったとおり、特別支援学校高等部においても、県立高校と同様に、令和4年度入学生から生徒1人1台端末を活用した教育を進めていく、その関係の環境整備を進めていくというものである。具体には、整備する端末を投影するプロジェクタ機器や無線ネットワークの増設、家庭用および寄宿舍Wi-Fi環境の整備、端末を保管する保管庫の整備を行うもので、1,500万円余を計上している。2点目は、特別支援学校の校外学習や職場実習先への移動に関してスクールバスを活用しているところだが、このスクールバス内の密回避を目的として小型バスなどの借り上げを行っており、この借上げの期間について下半期分を予算計上するもので、500万円余を計上している。3点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されている学習環境を改善し、換気や密回避の徹底が図れるよう対応するものである。具体には、体育館での大型提示装置の設置、暖房機器の整備、体育用具や遊具の充実を図るものであり、予算規模としては4,000万円を計上している。以上3点、特別支援教育課に関する予算として計上している。

社会教育課、文化財課の両課については、所管している青少年の家、風土記の丘、古代出雲歴史博物館の公の施設3施設について、令和2年度の指定管理業務に対する新型コロナウイルス感染症の影響が出ており、この度、県全体の統一方針として、指定管理料の増減額調整を行うこととなったものを計上するものである。この3施設は、指定管理者から提出いただいた実績報告などを踏まえて、全て減額調整となっており、3施設合計で、1,100万円余の減額となる。

最後に15の3ページ上段にある3. 債務負担行為を御説明する。所管課の欄に教育指導課とあるが、先ほど御説明した補正予算で今回調達するPCに係るライセンスの利用料について、5年間を一括して契約するにあたり、債務負担をとるものである。

○池田委員 補正の中身について、新型コロナウイルスへの対策が上がっているが、教育委員会から学校に向けて送られた島根大学の先生の資料の中に、布マスクとかウレタンマ

スクではなく、不織布のマスクが効果的だと書いてあった。子どもたちは布マスクが多いと思うが、不織布を普及していただけるように、たとえば無償配布など、手立てをとってもらえないものかと思うがいかがか。また、新学期も始まったりして、とても不安な子どもたちの気持ちもあると思うが、心のケアに対応する手立ても一層充実させていただけな
いか。

○小畑総務課長 マスクの件は、たしかにそういう資料はお送りしたところであり、それが医学的に大事であると言われている。現時点では、無償配布と行った施策を検討しているわけではないが、コロナ対策全体を見渡して、教育委員会として取るべき施策とは何か、本当に幅広くいろいろあるので、優先度を確認しながら対応しているところである。

○木原参事 子どもたちの心のケアに関して、ちょうど今2学期が始まったところで、夏休み明けということもあり、生活のリズムを戻すということも含めて、今学校は気を付けて子どもたちの様子を見ているところである。一方で、感染が県内でだいぶ広がっており、報道によると児童クラブでの感染も出ているので、ここは市町村の教育委員会で、特に感染対策については、より強化した対応をとっていただいているところである。必要に応じて、県教育委員会の方に、カウンセラーの派遣とか、子どもたちへのケアに必要な要望があれば、個別に対応してまいりたいと思う。我々も気を付けて、連絡を取りながら対処する考えである。

○池田委員 秋から冬にかけて、入試とか就活とかで移動が多くなると思うが、12歳以上から18歳未満の子どもたちについて、ワクチン接種はどんな状況か。

○木原参事 我々の方では、県立学校の接種などについては情報が入ってくるころもある。たとえば松江市の方では、市のほうで、テスト期間中に、学校ごとに日を決めて、集団接種を実施していただいた。詳しい数字までは聞いていないが、学校からの情報などによると、生徒の7割近くは接種を受けられたのではないかとということも聞いている。高校生はそういうふうであるし、中学生に対するものがあるかは我々も情報がないが、市町村の方でも、接種対象になる中学生や高校生に対して、優先的に接種を行うというような対応もしていただいているので、今後受験などで県外に出るような生徒などもあると思うが、そういったところも市町村の方で配慮いただいているところであり、我々としても連絡を取りながら対応していきたいと考えている。

○真田委員 15の3ページ、補正項目の3で、特別支援学校高等部の関係で、家庭用Wi-Fiというのが挙がっているが、これは貸与なのか。特別支援学校に家庭用Wi-Fi

i を整備するということだが、県立の高等学校の生徒はどうなるのか。

○妹尾特別支援教育課長 このたびの家庭用Wi-Fiの整備についてであるが、特別支援学校においては、インターネット環境が整備されていない生徒の家庭学習を確保するため、貸出し用のWi-Fi設備について、今回補正での要求をしているところである。

○真田委員 県立高校はどうか。

○木原参事 県立高校では、昨年度は予算が当初計上されておらず、補正予算で貸出し用のWi-Fiを予算措置している。今年度は当初予算で貸出し用のWi-Fiの予算を確保しており、それで対応している。

○真田委員 もう1つ、無線ネットワーク機器というのが補正項目で上がっているが、無線ということだと、結局有線ではないので、セキュリティ上非常に問題があるのではないかとともに言われていた。そのあたりのところはどうか。

○木原参事 今回整備するのは、教室で生徒がインターネットなどを活用する際に必要なネットワークの整備であり、個人情報や教員が処理するような機密情報を無線に乗せるといふ、そのための整備ではない。今ここに挙がっているのは、特別教室や実習の場で無線の設備がないところについて、4月から1人1台端末になるが、無線の設備の設置範囲を広げて、教育の場の充実を図るというものであり、無線のアクセスポイントを整備するという予算である。

○真田委員 もう1つ、項目4のところ、校外学習とか職場実習先に移動する際のスクールバスの密を回避するためにバスを借り上げるということだが、このコロナ禍の中で、たとえば校外学習に出るとか、そういうことは逆に危ないのではないかと思うがどうか。

○妹尾特別支援教育課長 おっしゃるとおりであり、この感染拡大の状況においては、当初予定していた校外学習の実施の有無についても、学校の方では今検討しているところである。今回この予算を上げさせていただいたのは、昨年度の実績に基づいて、可能性としての予算を確保するためのものであり、実施については慎重な判断を学校の方で行っているものである。

———原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 17時00分